

【児童発達部会】

こどもの豊かな育ちを支える支援者になろう

こどもの支援の質を
高めるために職員を
どのように育てるか

令和元年10月23日

品川区立品川児童学園

施設長 光真坊 浩史

こども支援における職員育成の課題

- 障害児支援の質は、国や自治体が「最低基準」や「指定基準」を定めることで、最低限の質を確保してきた。
- 質の向上や支援内容の充実は、これまで法人や事業所の「自助努力」とされてきた。
- 平成15年度以降（障害児支援は平成24年度以降に本格化）、行政主導の「措置制度」から利用者本位の「利用・契約制度」に移行し、「自由競争」の原理の中で切磋琢磨して質を高めていくことが期待された（質の悪いところは淘汰）。しかし、現段階でも、急増する利用ニーズの方が供給よりも優位なため、質の向上はまだ伴っていないのも事実である。

こども支援における職員育成の課題

① 障害児支援に携わる職員の養成システムがない

障害児支援に携わる職員資格(保育士や児童指導員)は、児童養護施設等の基準を当てはめたものであり、障害児支援の専門職種を想定していない。そのため、保育士や教員、療法士、公認心理師等のような養成システム・カリキュラムが存在しない。つまり、障害児支援に必要な知識や技能について整理・体系化されていない。

② 障害児支援に携わる職員への研修システムがない

子育て支援分野においては、子育て支援員になるための研修が制度化され、基本研修8科目・8時間を受講した上で、「放課後児童コース」「社会的養護コース」「地域保育コース」「地域子育て支援コース」の専門研修を受講することが義務付けられているが(参考①)、障害児支援に携わる者への研修システムがない。

③入職・配属後の育成システムがない

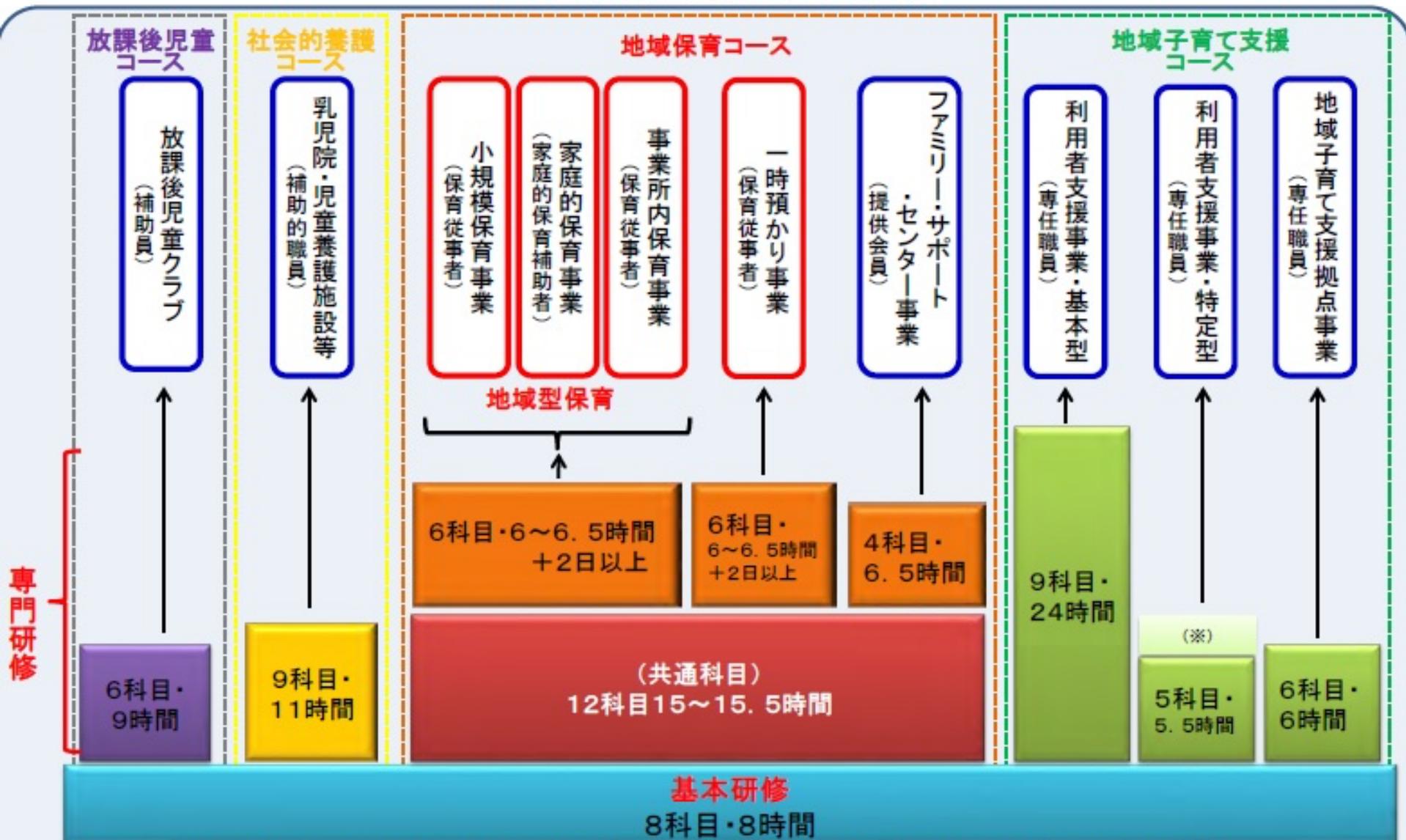
法人・事業所に対して人材育成の実施が指定基準で規定されているが、内容は任意である。令和元年度からスタッフを指導する「児童発達支援管理責任者」養成カリキュラムが「サービス管理責任者」と共通に変更され、障害児支援特有の発達の観点の教授もできなくなった。職能団体等は、それぞれの立場で研修会を実施しているが、内容は体系化されておらず、統一もされていない(参考②)。

④障害児支援のプログラムが体系化されていない

指定基準等では、個別支援計画を作成し、PDCAサイクルで支援の内容を評価し、見直していくことが義務付けられているが、障害児支援のプログラムや形態、立案にあたってのアセスメント(情報に基づく見立て)と支援内容・方法(手立て)は各法人、事業所に任されているのが現状である。科学的なエビデンス・ベースの支援が求められる中、ガイドライン等も国から示されてはいるが、体系化されているとは言い難い。

【参考①】

子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧①

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)

放課後児童 コース	6科目 9時間	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解と児童期(6歳~12歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と遊びの理解と支援 (90分)	⑤子どもの生活面における対応等 (90分)	⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理 (90分)
--------------	------------	--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------------------

社会的養護コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)

地域子育て支援コース	基本型	9科目 24時間	①地域資源の理解(事前学習) (480分)	②利用者支援事業の概要 (60分)	③地域資源の概要Ⅰ (60分)	④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (90分)	⑤記録の取扱い (60分)	⑥事例分析Ⅰ~ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント~ (90分)	⑦事例分析Ⅱ~社会資源の活用とコーディネーション~ (90分)	⑧まとめ (30分)	⑨地域資源の見学 (480分)
	特定型	5科目 5.5時間	①利用者支援事業の概要 (60分)		②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (60分)		③保育資源の概要 (90分)	④記録の取扱い (60分)		⑤まとめ (60分)	
	拠点	6科目 6時間	①地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目 (60分)		②利用者理解 (60分)	③地域子育て支援拠点の活動 (60分)		④講座の企画 (60分)	⑤事例検討 (60分)		⑥地域資源の連携づくりと促進 (60分)

社会的養護コースシラバス

【2. 対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

2 - (3) 社会的養護を必要とする子どもの理解 (講義・演習 90分)

<目的>

- ① 子どもの発達段階について理解する。
- ② 発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。
- ③ 虐待（家庭における配偶者等からの暴力（DV）を含む）が子ども・家族に及ぼす影響について理解する。
- ④ 保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害を理解する。
- ⑤ 支援者からの二次被害について理解する。

<内容>

1. 発達段階ごとの理解

【特】思春期の問題行動の受け止め方と基本的な対応、子どもの性問題への対応について伝える。

2. 発達支援を必要とする子どもの理解

3. 虐待（家庭における配偶者等からの暴力（DV）を含む）が子どもに及ぼす影響

4. 保護者からの分離を体験した子どもの理解

【特】保護者からの分離が子どもに及ぼす影響だけでなく、生い立ちの整理などを通じて、自立に向けて取り組む専門的支援についても伝える。

5. 支援者からの二次被害

【特】支援者の発言や行動が傷ついた子ども等にどのように受け止められるのかを理解し、二次被害を引き起こさない対応について具体的に伝える。また、上記の専門的支援に対し、補助的職員は深入りしないこと等、補助的職員として配慮すべきことや注意すべきことについて伝える。

放課後児童コースシラバス

<項目名>

2. 子どもを理解するための基礎知識

<科目名>

③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達（講義・90分）

<ねらい>

- 子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。
- 発達からみた児童期の一般的な特徴を理解する。
- 児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。

<主な内容>

- 子どもの発達理解の基礎
 - ・発達とは何か
 - ・発達の時期区分と特徴

- 発達面からみた児童期（6歳～12歳）の一般的な特徴
 - ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等）
 - ・児童期の発達の主な特徴

- 子どもの遊びや生活と発達
 - ・子どもの社会性の発達の理解
 - ・子どもの発達における遊びの役割

【参考②】

全国児童発達支援協議会 (CDS-Japan)の人材育成の試み

- 「2018年度 三菱電機SOCIO-ROOTS基金 設立25周年記念寄付事業」の寄付を受け、全国7ブロック(中核都市クラス:旭川・弘前・上田・浜松・姫路・松山・鹿児島)で2日間の研修を実施。
- 利用定員を約30名に限定した。
- 8セッションで構成され、1セッションを講義50分＋個人振り返り10分＋グループ討議20分(気づきや不明点、もっと知りたいこと等)とした。
- 8セッションは、「家族支援」「身体・運動・感覚」「医療・保健・診断・薬物療法」「発達支援・教育」「コミュニケーション」「遊び・認知発達」「制度・資格」の領域とし、CDS-Japan役員等の他、なるべく地元の講師を採用した。

関東甲信越ブロックin上田での講座の内容

	講座名	講師所属	講師氏名		講座名	講師所属	講師氏名
1	『発達支援とは』 ～なぜ私たちは発達支援に携わるのか！～	全国児童発達支援協議会 会長 うめだ・あけぼの学園 園長	加藤 正仁	5	『認知発達と実践』 ～アセスメントから実践へ	信州大学教育学部 准教授	宮地 弘一郎
2	『発達支援と医療』 ～医療的ケア、薬物療法、安全・安心な環境とは～	信州大学医学部新生児学・療育学講座特任助教	亀井 智泉	6	『感覚統合と子どもの発達』 ～感覚統合の考え方と発達支援での活用～	全国児童発達支援協議会 事務局長 うめだ・あけぼの学園 副園長	酒井 康年
3	『発達支援と家族支援』 ～虐待予防と家族支援の理論と実践～	心身障害児総合医療療育センター小児科医長	米山 明	7	『構造化の意味と実践』 ～構造化のねらいと場面設定の工夫～	全国児童発達支援協議会 理事 品川区立品川児童学園 施設長	光真坊 浩史
4	『子どもを伸ばす遊びと活動』 ～ムーブメント教育・療法の活用～	北海道教育大学教育学部釧路校 教授	阿部 美穂子	8	『制度に関する近々の課題と今後の展望』 ～子どもを守る制度や仕組みを知ろう！～	全国児童発達支援協議会 理事 NPO法人発達わんぱく会理事長	小田 知宏

<企画した講座の意図>

- ・ 知識はもちろん、実際に体感や体験を通して理解や習得を促すことを意図した。
- ・ 具体的には、講義2で医療的ケアの用具に触れたり、講義3では揺さぶられ症候群（SBS）の人形で実際に体験したり、講義4では講師主導のもと実際のムーブメント遊びを体験したりしました。また、地元の講師にお願いし（講義2、5）、研修終了後も発達支援について相談等につながるように工夫した。感覚統合や構造化など、今日の発達支援に不可欠な実践についても基本的理解を深められるようにした。

○参加者

- ・実参加者27名（講師を除く）

【所在地】上田市内15名、長野県内他市12名

【事業種】児童発達センター-21名、放デイ（多機能含）5名、相談支援1名

○感想

- ・他の事業所の職員とのグループワークは大変刺激になった。自分も頑張ろうと思う気持ちが強くなった・・・
- ・体験型の研修はとても理解しやすかった・・・

○終了後話題になっていること

- ①会議の持ち方を考えるようになった。行ったことに対して→各自振り返る→伝え合うという形式の会議・グループワークを意識するようになった。うまくまとめられなくとも、まずはその場を設けることに意味があると考え、チームワーク作りにつながるよう継続している。
- ②職員スキルアップのための取り組みとして、来年度の年間学習計画を立てた。単発の学習会は実践につなりにくいと感じ、5月・6月・7月と全職員が集まる職員会議時に集中学習会の開催⇒その後実践に繋げる取り組み⇒年度末に向けて振り返りの学習会、を計画している。その際は、地域にある人材資源（大学教員、実践者等）を活用する。

③長野県内の児童発達支援センター5園(長野市にじいろキッズらいふ、諏訪市この街きっず学園、飯田市こども発達支援センターひまわり、上田市蓮の音こども園、上田いずみ園)の施設管理者が集まり、情報交換会を行った。

児童福祉法改正前の通園施設時代からの古いお付き合いのある園同士、これからも年に2回は集まる機会を設けていくこととなった。

そこでは、「児童発達支援ガイドライン」を基にした各園の児童発達支援計画書の作成方法や人材育成等について、話題となっている。

○成果と感じていること

- ・研修の進め方が、日々の事業所内会議の進め方に影響した。
- ・人材育成のあり方について、点(単発、間隔が空く)ではなく、線(集中、間隔短く)での学習へ転換し、PDCAサイクルで検討していくこと。また、地元の人材を研修を行う【研修力の向上】
- ・県内児童発達支援のネットワーク化し、人材育成等について検討

障害のある子どもの「育ち」を考える

①「育ち」とは

- ・「育ち」の評価の多くは、「できるか／できないか」(獲得度)で判断される
 - ⇒ 発達検査や知能検査などでは「測られる」もので評価客観的に観察できる「行動」で規定される
 - ・「行動」を観ることで、支援のエビデンスが得られる
- ・一方で、「こころ」の育ちという観点も大切
 - ⇒ 心理的ベースの重要性への着目
 - ・これまで障害に起因する行動問題や育ちの遅れ・偏りに偏重していたが、障害のある子どもへの虐待等の現状を鑑み、愛着や自尊心等「こころ」の育ちの重要性が再認識されてきている
 - ⇒ 情緒的な安定や豊かさへのアプローチ

②「育ち」の支援とは

- ・「できるようになること」が支援の目標になることが多い
- ・「できないこと」を「できるようにする」ことではなく、
「できること」を「できるようにする」こと
 - ⇒ 障害や特性があることによってうまく育っていない部分を専門的な観点からアプローチすることにより、本来なら獲得できるであろうことを獲得できるようにしていくこと
 - ⇒ 子どもにとって、心理的負担も少ない
子どもの好奇心や意欲を引き出しながら支援する
- ・障害のある子どもの「育ち」の捉え方
 - ⇒ 「障害」「特性」があることによって、「育ち」の方法（獲得の仕方）や期間等が異なる、未経験も多い
 - ⇒ 「自然には」、「当たり前」のかわりでは学びにくい、もしくは、誤って学んでしまう恐れがある（＝「障害」）
 - ⇒ 専門的なアプローチ（子どもが学び（育ち）やすい特別に配慮された環境を提供する）が必要になる

③ 支援プロセス(PDCA)から職員の育ちを考える

【アセスメント:P】

・なぜそうなっているのかを「想像」すること
どうしたら良いのかを「創造」すること } =「見立て」

- ⇒ 個の子が何を見て、何を感じて、どう思っているのかを想像する(個別性)
- ⇒ 未学習、誤学習、学習の特異性、獲得の順位性等の専門的知識に基づいて推測する
 - ・ 障害・子ども、発達に関する知識を「学び」から
 - ・ 見立てに必要な情報を集める
- ⇒ 何を支援目標にするかの検討
 - ・ 環境によってどういうことが獲得できるか
 - ・ 豊かな育ちに必要な豊かな経験を
- ⇒ 「気分が乗らないからしない」「興味があることしかしない」「嫌なことはしない」などを専門的に解説できる力
 - ・ 本人のせいにしてしない
 - ・ 「手立て」につながる「見立て」をする必要がある

【アプローチ:D】

- ・「見立て」に基づいて、創意工夫された実践を行う(=「手立て」)
 - ⇒ 「専門的な知識・技能」に裏打ちされた支援
 - ・広く有効とされる関わりや教材、活動等を学び、学んだことを実践してみる(学びの実践化)
 - ⇒ チームでぶれない支援の提供
 - ・家族、関係機関、他スタッフと協働して、一定の期間行う
 - ⇒ 本人の主体性を重視した支援の提供
 - ・「面白そう」「～してみたい」などを大切にした支援
 - ⇒ 本人の日々の小さな「発見」に気づく

【評価:C】

- ・「見立て」「手立て」の検証
- ・子どもの「育ち」を本人、家族、関係機関と確認し、分かち合う
- ・支援がうまくいかなかった＝見立て・手立てが適切でなかった

【再考:A】

- ・基礎的な知識・技能のさらなる獲得、見立て・手立ての見直し

こどもの支援の質を高めるために 職員をどのように育てるか

① 職員の「学び」を保障する（「学びたい」を実現する）

- ・ 職員の「学びたい」は、子どもの「学びたい」という思いが投影されたものでもある（解釈）
- ・ 「あなた」（こども）を理解したいという想いからスタートする
 - 【障害理解】＝好奇心（知識・想像）
 - ・ 「どうして？」そんな行動・遊びをするの？
 - ・ 「どんなふうに？」見えている？聞こえているのだろうか？
 - 【支援行動】＝実践力（工夫・創造）
 - ・ 「どうしたらいいの？」
 - ・ 「どうしてうまくいかないの？」
 - 【あなたと私】＝関係性（協働・情緒的安定）
 - ・ あなたといると私（支援者）が「癒やされる」のはなぜ？

・ 学びの3要素(学校教育法第30条2)

◎ 基礎的な知識や技能 <何ができるようになるのか>

何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）

◎ 思考力、判断力、表現力等の能力 <何を学び、どう使うのか>

理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）

⇒ 知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を育む

◎ 主体的に学習に取り組む態度 <どう学ぶのか>

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

⇒ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）を養うこと

※ 主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)

PDCAサイクルで学びを深める ⇒ 「学び」を必ず「実践」に活かす仕掛け

主体性
多様性
協働性

(自発学習、組織貢献)

思考力、判断力、表現力

(施設内で伝達、自分の考えを表し、
実践への置き換え・工夫・創造)

基礎的な知識・技能

(こどもの成長・発達、障害や特性、発達支援等に関する事)

② 職員の「自尊心」を育てる

- ・ 支援目標に「自己肯定感を育てる」「自尊心を育てる」という文字を見ることが増えている(個人的意見)。
- ・ 「自尊心」の3要素
 - 「自己受容感」=自分が受け入れられているという感覚
(間違っても拙くても受け止めてもらえる)
 - 「自己達成感」=自分でできた、工夫してやれたという感覚
(自分なりの目標の設定・結果、試行錯誤)
 - 「自己有用感」=自分は誰かの役に立っているという感覚
(「ありがとう」「助かった」、こどもや家族の笑顔等)
- ⇒ 指示を出し続けられると、人は自尊心が低下する
- ・ 「他尊心」は、「自尊心」の上に成り立つ
 - 子どもの「自尊心」は、職員自身の「自尊心」の上に成り立つ
- ・ 職員を育てるには、子どもの育ちを支えるのと同じ要素、同じプロセスを意識する必要がある